

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市給水装置工事施工基準並びに給水装置工事の承認及び検査の審査基準の一部改定

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市水道事業給水条例（平成 15 年静岡条例第 299 号）第 3 条第 1 項

### 3 改正の趣旨

受水槽管理における衛生面のリスクを低減させ、安全でおいしい水を供給するため、直結増圧式給水の適用範囲を 30 階建て程度の集合住宅等中高層建築物まで拡大します。

### 4 規則等の案の内容

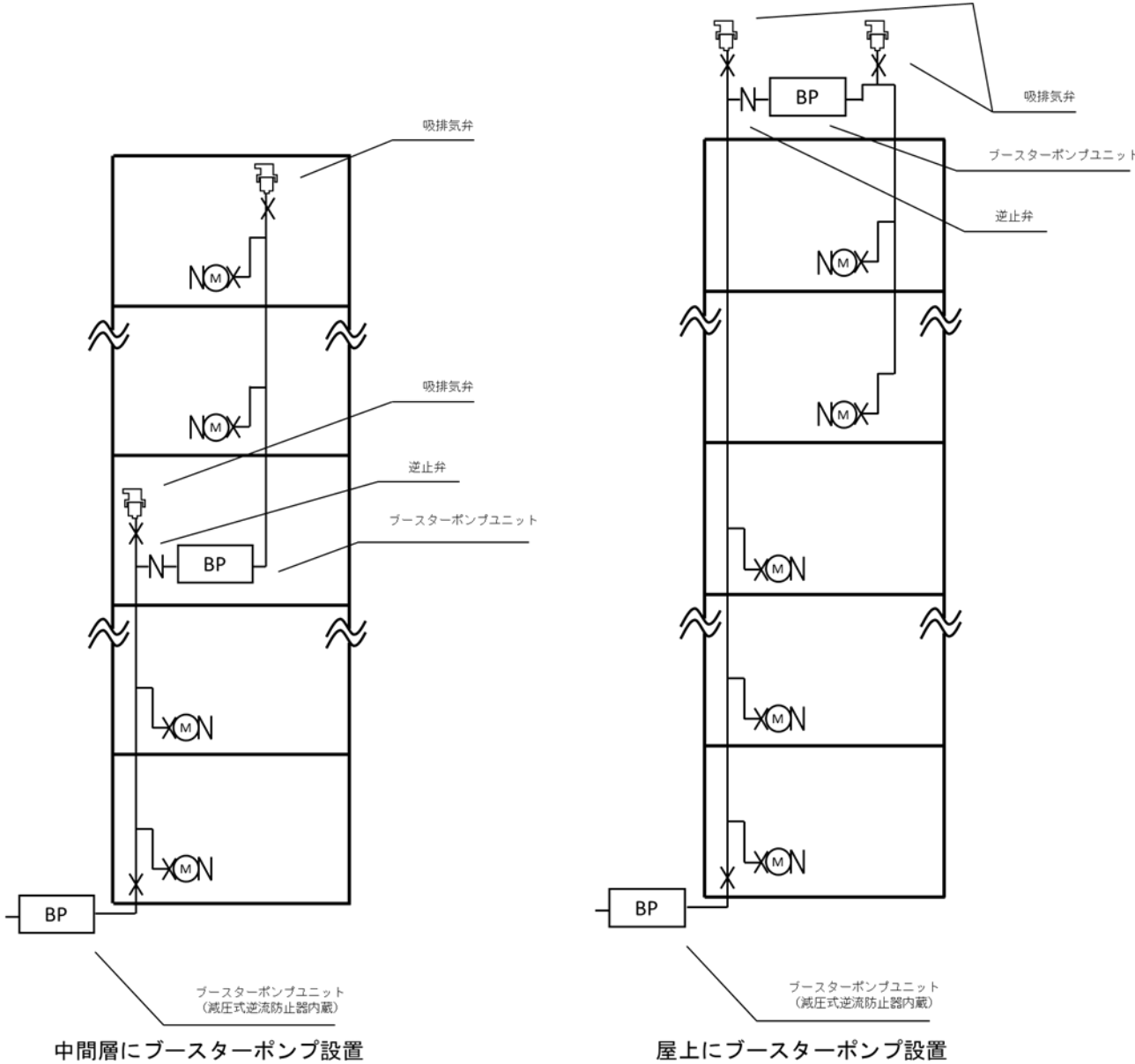
(1) 5 階建て以下の集合住宅等中高層建築物において、実施条件を満たした場合、直結給水を承認する。

	直結直圧式	直結増圧式
対象地域	配水管最小動水圧が下記設計水圧に示した数値以上 かつ必要とする水量が確保できる地域	
分岐配水管	100mm 以上（分岐給水管の口径が 75mm の場合、150mm 以上とする）	
分岐給水管	75mm 以下	
設計水圧	3 階相当 0.25MPa 4 階相当 0.30MPa 5 階相当 0.35MPa	0.2MPa
給水管の管内流速	2.0m/sec 以下を推奨する	

(2) ブースターポンプは、1 系統の給水装置に対して 1 ユニットとし、防振、減圧、逆流防止等の対策を行うこと。また、増圧設備に係る保守点検を 1 年に 1 回行うこと。

(3) 穿孔を伴う給水装置工事は、公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定の合格者が行うこと（平成 29 年 4 月からの経過措置の廃止）。

多段増圧式給水に係るイメージ図



5 規則等を実施する時期（予定）  
令和2年4月1日